

# 申告前に書類の確認を！

申告相談を受けられる方は、次の書類を必ずご持参ください。  
( 欄を使って確認しましょう。 )

所得の種類	持参するもの	
すべての方	<p>印鑑 生命保険料支払証明書 保険税・介護保険料の領収書 国民年金・農業者年金掛金領収書 医療費の領収書（通院のため要した交通費の領収書も） 身体障害者手帳（寝たきりの場合は前もって税務課に申し出てください。）</p>	<p>損害保険料支払証明書（火災保険、建物共済など） 火災、雪害、盗難にあった時はその証明書（警察署、消防署から発行されるもの）または領収書 大学生のいる家庭では在学証明書 預金口座番号</p>
事業所得の方	<p>営業所得者およびその他の事業所得者 現金出納帳（売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳） 自家消費、事業用消費の整理帳 仕入帳（売上原価の整理） たな卸帳</p>	<p>経費帳 （科目毎の必要経費の整理 租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、雑費）</p>
	<p>農業所得者 米以外の収入がある方は、農協等からの出荷証明書 農機具購入契約書と領収書（金額の多少にかかわらず必要です） 土地改良費・水利費のわかるもの 農作業の受委託のわかるもの 支払小作料のわかるもの</p>	<p>農業用の借入金利子証明書 米政策等に係る拠出金のわかるもの 雇人費明細書（農作業毎の賃金の明細、領収書） 大農具の損害保険領収書 客土費用（3年償却）の領収書</p>
	<p>その他の所得者 大工、左官等の方が持参するもの 年間の稼働日数明細書（月別、仕事先と賃金の明細） 大工、左官等で請負仕事の場合は 機械・器具（道具）の購入費および修理費、税金（自動車税、重量税）、車検経費の領収書 請負工事毎の損益計算書 全国建設工事国保の保険料領収書</p>	
給与所得の方	<p>給与、報酬、賃金の源泉徴収票 日雇、出稼ぎ収入のあった方は、所得税（源泉徴収税額）が還付される場合がありますので、勤務先から必ず源泉徴収票を取り寄せてください。</p>	
年金等の所得の方	<p>各種年金については、老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金、遺族年金、厚生年金、共済年金、公務扶助料、恩給等すべての年金等が含まれます。申告には各種年金の源泉徴収や支払通知書を提示してください。（個人年金も必要）</p>	
譲渡所得の方	<p>譲渡所得のある方で税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありません。 譲渡所得者（土地、建物を売った場合）が税務署へ持参するものは次のとおりです。 譲渡した物件に係る売買契約書（または売買価格を証明できる書類）</p>	<p>譲渡費用（仲介手数料、測量費など）の領収書 収用の場合は買取り証明書 交換および代替地を受け取った場合は契約書（または覚書）</p>
その他	<p>不動産所得 収入明細及び経費明細 一時所得（保険満期金等）・配当所得・退職所得がある方 支払調書等支払額がわかるもの</p>	